

広島県立歴史博物館管理運営規則（平成元年広島県教育委員会規則第九号）第三条第二項の規定によって、頼山陽史跡資料館（広島県立歴史博物館分館）を次のとおり臨時休館する。

令和七年十月三十日

広島県立歴史博物館長 宮 野 学

一 臨時休館の期間

令和七年十二月二日から同月七日までの間、同月九日から同月十四日までの間、同月十六日から同月二十一日までの間及び同月二十三日から同月二十七日までの間並びに令和八年一月六日から同月十二日までの間、同月十四日から同月十八日までの間、同月二十日から同月二十五日までの間及び同月二十七日から同月三十一日までの間

二 臨時休館の理由

館内施設工事のため